

統計法施行規則の改正の状況

令和 5 年 7 月 26 日
総務省政策統括官（統計制度担当）

- デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号。以下「デジタル規制改革推進の一括法」という。）の施行に伴って、統計法施行規則（平成 20 年総務省令第 145 号）の一部を改正
- 本件改正は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 45 条の 2 ただし書における「委員会が軽微な事項と認めるもの」に該当するため、統計委員会の意見を聴かなかつたもの（委託による統計の作成等（以下「オーダーメイド集計」という。）及び匿名データの提供を行うことができる統計の作成等の範囲について、本件改正による実質的な変更は生じない。）

統計法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 54 号）

1 制度の概要

統計法では、行政機関の長等は、相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定める場合に、

- ・一般からの委託に応じ、オーダーメイド集計を行うこと（第 34 条）
- ・一般からの求めに応じ、匿名データの提供を行うこと（第 36 条）

ができる旨を規定している。

2 改正の概要

統計法施行規則においては、オーダーメイド集計及び匿名データの提供を行うことができる統計の作成等の一類型として、デジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第 35 号）第 37 条第 2 項第 13 号の規定により指定された特定公共分野に係る統計の作成等を掲げている。

今般、デジタル規制改革推進の一括法第 1 条の規定により、デジタル社会形成基本法に第 36 条が新設されることに伴い、同法第 37 条が第 38 条へ繰り下がることから、当然必要とされる改正を行う。

3 公布期日及び施行期日

令和 5 年 6 月 16 日（デジタル規制改革推進の一括法第 1 条の施行日）